

議題（2）西尾市地域公共交通活性化協議会規約の改正について（協議事項）

1 改正の理由

これまで、コミュニティバスの運賃を変更する場合などは公共交通会議において協議することができましたが、令和5年10月1日付けの道路運送法の改正により、地域公共交通会議とは別に会議体で協議すること等の措置をとることが規定されたため、規約を改正するものです。

運賃を協議する別の会議体として、運賃料金部会を新たに設置します。構成員は市長又はその指名する者、当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者、国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者、住民又は利用者の代表です。また、市が必要と判断する場合には、学識経験者のオブザーバーを置くことができるものとします。運賃料金部会の総括は西尾市が行い、協議結果については公共交通会議の場で報告します。

2 改正内容

別紙「西尾市地域公共交通活性化協議会規約（案）」のとおり

3 改正予定日

令和6年9月9日

4 その他

運賃料金部会を開催する場合は、本協議会の終了後に引き続き開催します。